

特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会
胸腔鏡安全技術認定制度規則

第1章 総 則

第1条 目的

日本呼吸器外科学会は、医療安全の観点から呼吸器外科領域における胸腔鏡手術が安全に実施されるシステムを構築することを目的とし、胸腔鏡手術を安全かつ円滑に施行可能な知識と技能の普及を促すと同時に、同手術を実施する医師の安全技術を客観的に評価、認定する制度を設ける。

第2章 胸腔鏡安全技術認定制度委員会

第2条 胸腔鏡安全技術認定制度の設置

特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会（以下、本法人と略記）は、前条の目的を達成するために胸腔鏡安全技術認定制度委員会を置く。

第3条 胸腔鏡安全技術認定制度委員会の構成

委員長1名と委員10名

第4条 胸腔鏡安全技術認定制度委員会の業務

- 1) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会は、認定制度に関わるすべての問題に対処する。
- 2) 胸腔鏡安全技術審査委員の審査と選定を行う。
- 3) 技術審査に関するコンセンサスマーティングを年複数回催し、審査の適正化を図る。

第5条 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員の資格

- 1) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長ならびに委員は、呼吸器外科専門医合同委員会の認定した呼吸器外科専門医でなければならない。
- 2) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員は本法人会員であると同時に、本法人技術認定証取得者でなければならない。（附則1）参照）
- 3) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長は、本法人の理事長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 4) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長が推薦し、理事会の承認を得る。

第6条 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長ならびにその業務

- 1) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長は、技術認定のために胸腔鏡安全技術認定実務委員会を置く。構成は胸腔鏡安全技術認定制度委員会により選出された胸腔鏡安全技術認定実務委員9名及び胸腔鏡安全技術審査委員35名からなる。胸腔鏡安全技術認定実務委員会は審査結果の適正性に関する判定を行い、胸腔鏡安全技術認定制度委員会に答申する。

3) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た後、対処される。

4) 胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員長は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会で選出された胸腔鏡安全技術認定実務委員会委員および胸腔鏡安全技術審査委員候補者を理事長に報告する。胸腔鏡安全技術認定実務委員会委員ならびに胸腔鏡安全技術審査委員内定者は理事会の議を経て評議員会に報告され理事長により任命される。

第7条 胸腔鏡安全技術認定制度委員並びに委員長の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として継続6年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

第8条 胸腔鏡安全技術認定制度委員、委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員

第9条 胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員の業務

胸腔鏡安全技術認定実務委員は技術認定のため申請された書類を、胸腔鏡安全技術審査委員は動画をもとに安全技術認定申請者の技能を審査し、結果を胸腔鏡安全技術認定制度委員会に報告する。

第10条 胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員の資格

胸腔鏡安全技術審査委員は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 継続10年以上本法人会員であること。
- 2) 呼吸器外科専門医合同委員会の認定した呼吸器外科専門医であり、7年以上経過していること。
- 3) 呼吸器外科領域の高度の内視鏡手術を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができること。胸腔鏡を使用した血管処理を伴う手術を術者または指導的助手として50例以上経験していること。
- 4) 本法人あるいはそれに準じる国内および国際学会での十分な業績を有すること。
- 5) 本法人雑誌あるいはそれに準じる国内および国際雑誌に十分な業績を有すること。
- 6) コンセンサスミーティングに年2回以上出席していること（附則2）参照）。

第11条 胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員選出方法

1) 胸腔鏡安全技術審査委員は、第3章第10条各号に定める有資格者の中から、胸腔鏡安全技術認定制度委員会が審査のうえ理事会に答申し、理事会の議を経て理事長が任命する。

第12条 胸腔鏡安全技術審査委員の更新

胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員は2年ごとに更新する。再任に際しては、胸腔鏡安全技術認定制度委員会が審査のうえ理事会に答申し、理事会の議を経て、理事長が任命する。

第13条 胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員の資格喪失

次の各号に該当する者は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会および理事会の議を経て、胸腔鏡安全技術認定実務・胸腔鏡安全技術審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により胸腔鏡安全技術審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 3) 胸腔鏡安全技術審査委員の更新を受けないとき。
- 4) 胸腔鏡安全技術審査委員として不適当と認められたとき。

第4章 胸腔鏡安全技術認定申請資格

第14条 胸腔鏡安全技術認定申請要件

技術認定を申請する者（以下、申請者と略記）は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 呼吸器外科専門医合同委員会の認定した呼吸器外科専門医でかつ1回以上の更新歴を有すること。（附則3）参照
- 2) 呼吸器外科専門医取得後に、通算2年以上の胸腔鏡を利用した呼吸器外科手術の修練を行っていること。
- 3) 術者または第一助手として以下の規定件数以上の胸腔鏡下手術経験を有する。
肺葉切除または区域切除30例以上
- 6) 学会が公認する胸腔鏡安全技術セミナーに1回以上参加していること。

第5章 技術

認定方法

第15条 申請方法

申請者は、次の各号に定める申請書類と動画を本法人の胸腔鏡安全技術認定制度委員会に提出し、審査料30,000円を納付する。

（提出方法は、「応募の手引き」に詳細に記載するが、申請書類受理後に、動画提出および審査料を納付する）

- 1) 修練履歴書
- 2) 認定修練施設研修証明書
- 3) 呼吸器外科専門医認定証（写）
- 4) 胸腔鏡下手術実績一覧表（様式は別に定める）

5)動画添付用症例レポート

6)12ヶ月以内に行った1症例分の胸腔鏡下手術の未編集動画

第16条 胸腔鏡安全技術認定審査方法

胸腔鏡安全技術認定申請者は、胸腔鏡安全技術審査委員によって動画から技量を審査され、胸腔鏡安全技術認定実務委員会に報告される。胸腔鏡安全技術認定実務委員会では申請書類審査結果と技術審査結果をもとに合否を判定する。1名の申請者を2名の審査委員が審査する。ただし、評価が異なる場合は第3者評価者に依頼する。その結果に基づき胸腔鏡安全技術認定制度委員会において最終判定され、理事会に答申される。

1)申請期間は毎年6月1日より6月末日までとする。

2)審査は年1回とする。

3)審査数の上限は、審査の質の担保の観点から、これを定め、年ごとの申請書類の受理数上限および申請条件を、胸腔鏡安全技術認定制度委員会において審議され、理事会で承認される。

第17条 認定証の交付

理事長は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会が術者として安全に遂行できる十分な技量があると認められた者に対して、理事会の議を経て評議員会に報告し、本法人技術認定証を交付する。認定料は10,000円とする。

第18条 資格の更新

資格の有効期間は5年間とし、この5年間に胸腔鏡安全技術セミナーに1回以上参加していることとする。更新料は10,000円とする。

第19条 胸腔鏡安全技術認定証取得者の資格喪失

次に該当する者は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1) 正当な理由を付して、その認定資格を辞退したとき。

2) 本法人会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。

3) 申請書に虚偽の認められたとき。

4) 胸腔鏡安全技術認定証取得者として不適当と認められたとき。

第20条 胸腔鏡安全技術認定証取得者の資格復活

やむをえない事情により取り消された技術認定資格は、資格喪失から2年以内に復帰の申し立てがあった場合、胸腔鏡安全技術認定制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。尚、認定登録医から呼吸器外科専門医に復活した場合にもそれに準じることとする。

附則

- 1)本規則発効時は、胸腔鏡安全技術認定制度委員会委員は理事長により選出され理事会の議を経て指名される。
- 2)本規則発効時は、胸腔鏡安全技術審査委員は理事長により選出され理事会の議を経て指名される。
- 3)動画審査の労力の問題から、本規則発効後数年は、申請数の上限や申請条件を定め運用する。詳細は「応募の手引き」に掲載する。
- 4)本規則は2020年7月17日より施行される。

本制度組織図

